

日本学生ソフトテニス連盟 特別調査委員会

第 2 回 (最 終) 答 申

特別調査委員会委員長 早川 吉尚



1. 日本学生ソフトテニス連盟からの諮問事項と本答申の対象

第 62 回東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会（以下、「本大会」と呼ぶ）において不正試合が行われたとの報を受け、日本学生ソフトテニス連盟は（以下、「日本学連」と呼ぶ）、2019 年 7 月 28 日に開催された理事会による決定により、競技会への不正試合に関与した競技者・審判に、日本学連の主催する競技会への出場停止の暫定処分を課した（公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下、「日本連盟」と呼ぶ）競技者規程 5 条 1 項 4 号または 5 号を準用）。

その上で、日本学連は、本件につき特別調査委員会を設置し（日本学連規約 19 条）、第一に、日本学連の理事会が決定した暫定処分について、上記処分後に競技会への出場を自粛している競技者もいるためそれらの者も含めて対象とすることを前提に、暫定処分の妥当性および暫定処分を解除すべき期日につき事案を調査した上で結論を出し、理事会に報告することを求めた。第二に、今回の不正試合についての実態解明、原因究明および再発防止策につき、理事会に報告することを求めた。

本第 2 回答申は、このうち第二の諮問事項についての特別調査委員会としての結論につき報告するものである。なお、かかる本第 2 回答申を纏めるにあたっては、日本学連の会員たる多数の競技者や監督等の関係者から個別にヒアリングを行い、その内容の比較検討を行った上で、概ね争いがない内容を基礎事実に行っている。

以下、かかるヒアリングから得られた基礎事実に基づき、本大会における不正試合の実態につき記述した上で (2.)、そのように不正試合が行われるようになった原因につき分析し (3.)、さらに、かかる分析を前提にこのような事態が二度と発生しないように再発防止策につき提言することとする (4.)。

2. 本大会における不正試合の実態

(1) ドロー会

ヒアリングにおいて対象者の全てが今回の不正試合が可能になった背景として挙げていたのが、これまで東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会における対戦組み合わせを作成してきた「ドロー会」における恣意的な編成であった。

「番組編成の方針」なる大会規則上、機械的に配置されざるを得ないシード及び所属大学による分散を除いては、誰を誰と対戦させるかについては、かかる「ドロー会」において編成を任されていた競技審判委員（学生）の裁量に委ねられてきた。そして、かなり昔から、大会を「盛り上げる」ために、恣意的な編成をすることが、ある種の伝統として続けられてきており、そのことは先輩・後輩の関係を通じて暗黙の了解事項として引き継がれてきていた。

この点、どのような形で「恣意的」な編成がなされてきたかについては、時代によって異なるようである。ただ、本大会に至るまでの（少なくとも）数年間においては、高校レベルにおける幾つかの強豪校ごとに、（現在の所属大学は分かっていたとしても）その出身者を集めるといった恣意的な編成がなされており、そのことが、本大会、さらにはその前の（少なくとも）数年間の大会において、不正試合が行われる温床となっていた。

もっとも、留意されるべきは、かかる「ドロー会」における恣意的な編成は、不正試合を可能にせしめた重要な背景ではあるが、直接の原因ではないということである。例えば、「ドロー会」によって一定程度に恣意的な編成がなされた上で、利き手と逆の手でラケットを持って試合をするといった程度のことがなされていた時代もあったようであるが、その試合自体は明白な「不正」試合とまでは言えない。すなわち、「ドロー会」による恣意的な編成があったとしても、だから常に不正試合が行われるといった関係にはなく、その直接の原因は（以下に示すような）これ以外の事情に求められるということになる。

(2) 本大会における不正試合

東日本学生ソフトテニス選手権大会においては、団体戦、シングルス戦、ダブルス戦の順に競技会が開催されており、シングルスを専門とする競技者ではなくても、通常、団体戦とダブルス戦には出場するため、その間に開催されるシングルス戦にも特段の事情のない限り出場していた。

千葉県白子町における会場に関しては、センターコート以外のコートについては様々な場所に散在する形になっており、各大学の監督やコーチのほとんどが団体戦の後には会場を後にしているという状況の下、センターコート以外のコートにおいては、監督やコーチといった「大人」の目が届かないという状況となっていた（他の地域で開催する場合には、地元県連等に協力をお願いしていたが、近年の白子町での会場ではその実績はなかった）。また、連続して使用されていたこともあり、競技者が立地につき熟知している会場でもあ

った。

かかる状況の下、上述した「ドロー会」での恣意的な編成により、高校レベルでの幾つかの強豪校ごとにその出身者が対戦相手として集められており、それらの者、特に男子の競技者によって、本大会に至るまでの（少なくとも）数年間においては、不正試合が行われることが常態化していた。

不正試合の内容としては、例えば、シングルス戦なのにダブルス戦を行う、ゲームごとに登録している競技者以外の競技者が交代で試合を行う、ジャンケンやオセロによって勝敗を決めるといったものであった。かかる行為は客観的には「不正」と評価せざるを得ない行為であったが、しかし、当事者の主観的認識は「悪ふざけ」といった程度のものであり、そこには気心のしれた高校時代の仲間が久しぶりに集まったことによる気分の高揚も手伝っていた。

そして、東日本学生ソフトテニス選手権大会においてかかる不正試合を行うことは、本大会に至るまでの（少なくとも）数年間においては、一部の者たちの間では、高校時代の先輩・後輩関係を通じて暗黙の了解として引き継がれてきていた。

もともと、そのような暗黙の了解を知らずに、上記の者たちの対戦相手となってしまったが故に、本大会において不正試合を行ってしまった者も存在した。しかし、不正試合を申し込まれた時にこれを瞬時に断る、あるいは、不正試合の形式で試合が始まってしまった時にその問題を指摘して試合続行を拒否することも可能であったのであり、そうであるにもかかわらず不正試合を行ったことについては、誘ってきた相手が実力者や上級生であった可能性を勘案したとしても、責任がないと言うことはできない。また、審判員についても、その役割・権限からすれば当然に制止すべきであったのであり、責任を免れることはできない。

(3) 不正試合の発覚と暫定処分

以上のように、東日本学生ソフトテニス選手権大会における不正試合は、本大会のみならず、本大会に至るまでの（少なくとも）数年間においては常態化していた。そして、2019年6月30日に開催された本大会における不正試合の存在に関して、学生間でその後に関わられた会話を当該大学の監督が聞きつけたことを契機に、上述したような不正試合の存在がついに明るみになることとなった。

その後、7月中旬頃までに、かかる不正試合については日本学連の役員の知るところとなったが、その詳細についてはその段階では全く判明していなかった。他方で、8月初旬には、日本学連の主催による全日本学生ソフトテニス大会（以下、「インカレ」と呼ぶ）の開催が控えており、問題となっている不正行為については、それが実際に行われたとすれば、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神に明らかに反するものであるため、関与した競技者に何らかの処分が課されることが十分に予測された。

後に詳細が判明した際、インカレに出場していた競技者に処分が課される結果、インカ

レの競技結果に大きな混乱が生じる可能性は高く、不正試合に関係しない大多数の選手に回復できない不利益を被らせることになる。

そこで、かかる懸念に鑑み、日本学連は7月28日に理事会を開催し、その段階において関与が疑われる競技者に対して聴取を行った上で、これらの者に競技会への出場停止の暫定処分を課すことを決定した（なおその後、上記の競技者以外の競技者からも不正試合への関与についての自己申告と競技会への出場自粛の申し出があり、これらの者を合わせると暫定処分の実質的な対象者は31名となった。他方で、かかる処分についての関係者からの問い合わせに対応するために、8月5日にも理事会が開催された）。

(4) 特別調査委員会

この段階で、日本学連にとっての問題は、かかる暫定処分の効力がいつまで維持されるべきであるかという点に移ることとなった。そして、この点、さらには、上述した不正試合の実態解明・原因究明・再発防止策という点につき専門家を含めたチームに調査をさせるべく、8月20日に特別調査委員会を設置した。

特別調査委員会は、同日に第1回会合を開催し、まずは暫定処分の解除時期について迅速に調査をした上で答申を作成し、その後、関係者からのヒアリング等の調査を経た上で、不正試合の実態解明・原因究明・再発防止策についての答申を作成することを決定した（なお、特別調査委員会の組成時点では不正試合と「ドロー会」との関係の詳細は明らかになっていなかったが、その後の調査で両者の関係が問題になり得ることが判明したため、その段階において、「ドロー会」に出席していた委員（但し編成作業は行っていない）については、特別調査委員会のメンバーから外れてもらうこととした）。

その後、特別調査委員会は、9月7日付で（複数の連絡方法を用いて）暫定処分の対象者31名（自ら出場自粛している者も含む）に対し、9月19日にあらためての聴聞会を開催し、あらためて聴聞・弁明の機会を与えた上で（暫定処分に関しては、その緊急性ゆえに、聴聞・弁明の機会が処分の後、事後的に設けられることも許容されている（日本アンチ・ドーピング規程7.9.3項参照）、暫定処分の解除時期を決定する旨を連絡した。その結果、9月19日には（自らの事情により欠席した1名を除く）30名がかかる聴聞会に出席して様々に弁明を行った（その際、終了時間は設けられなかった）。

かかる弁明をも参考にして、特別調査委員会は、同日中に会合を開催し、暫定処分の解除時期について、同日の後に開催される最も早い理事会における決定をもって解除されるべきである旨の答申を作成し、同日に理事会に提出した。そして、翌日の9月20日に開催された理事会において、暫定処分の解除が決定されるに至った。

なお、暫定処分の際に準用された公益財団法人日本ソフトテニス連盟競技者規程6条によれば、「罰則処分を受けたプレーヤー」が活動を復活させるにあたっては、再び本規程に違反する恐れがないことを認める「当該プレーヤーの所属する加盟団体長の認定書」と違反行為をしない旨の「誓約書」の提出が必要である。そこで、各対象競技者に「誓約書」

の提出を依頼したところ、(聴聞会を欠席した1名をも含む)31名全員からかかる「誓約書」の提出がなされた(その上で日本学連の会長は上記「認定書」を提出している)。

他方、9月19日の会合において、特別調査委員会は、第二の諮問事項である不正試合の実態解明・原因究明・再発防止策についての答申を作成するために、関係者からのヒアリング等の調査を開始するべく、ヒアリング対象者との間においてヒアリングの日程調整に入った。しかし、秋に多々開催される競技大会の日程等の事情により日程調整は難航し、実際に関係者からのヒアリングが開始されるに至ったのは11月下旬からとなった。

もっとも、その後にはヒアリングは順調に進み、2020年1月下旬をもって完了した。

(5) その他

以上の経緯と手続の末に、特別調査委員会は2020年1月23日に会合を持ち、結論として、不正試合が行われるようになった原因、そして、今後のための再発防止策につき、以下のように答申を纏めるに至った。しかし、それ以外の点、すなわち、関係者からのヒアリングの結果として明らかになった一つの重要な事実について、ここであえて言及したい。

すなわち、上記の暫定処分の対象となった31名の競技者(自ら出場自粛した者も含む)以外に、本大会において不正試合に関与した競技者がおり、しかも、インカレに出場していたという事実である。

日本連盟競技者規程5条によれば、「フェアプレーの精神に明らかに反し」「本連盟の登録会員として品位を汚し、また著しく本連盟または加盟団体の名誉を傷つけた」「違反登録会員に対する罰則」は、「本連盟理事会」により決定されると定められている。逆に言えば、上記の暫定処分については別段、不正試合に関与した競技者に対する最終処分については日本学連には権限はなく、日本連盟に任されているということになるが、その際に参考にされるべき事実として、ここに言及することとした(なお、特別調査委員会はその「第1回答申」において、本大会において問題となっている不正行為については著しい悪質性があるとまではいえず、暫定処分に服した競技者(自ら出場自粛した者も含む)については、かかる処分に服した期間を控除すると、これ以上の出場停止を最終処分として求める必要はないとの所感を有する旨を記している。他方で、仮に実際には不正行為に関与したにもかかわらず、現時点においていまだ発覚していないことから暫定処分に服していなかった競技者がいるとすれば、その者については控除されるべき期間がない以上、別途、今回の暫定処分と同程度の出場停止期間をともなった最終処分が下されるべきであるとも記している)。

3. 不正試合が行われるようになった原因

上記のように、東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会において男子の競技者の

一部において不正試合が行われたのは、本大会が初めてではない。むしろ、そのような不正試合を行っても構わないといった風潮が、男子の競技者の一部においては、先輩・後輩関係を通じて（少なくともこの数年間については）受け継がれていた。

それでは、何故、このような風潮が生まれてしまったのであろうか。

(1) 東日本学生ソフトテニス選手権大会の特殊性

第一に指摘すべきは、一部の競技者において、東日本学生ソフトテニス選手権大会は、他の主要競技大会には繋がらないが故に、重要度の低い大会であると認識されていたという点である。

もっとも、かつては全日本学生東西対抗戦が存在しており、そのために東日本側を代表する競技者を選抜するといった機能もあったようである。しかし、5年ほど前から全日本学生東西対抗戦が開催されなくなると、その機能も失われてしまい、特にシングルス戦に関しては、「本気で戦うだけの意味がない大会」と認識してしまう競技者も生じてしまっていたのであった。

(2) ソフトテニスにおけるシングルス戦の位置付け

このことは逆に言えば、団体戦やダブルス戦については、東日本学生ソフトテニス選手権大会が「本気で戦うだけの意味がない大会」と理解されていたわけではないことを意味する。

すなわち、複数の競技者で戦う団体戦、パートナーと戦うダブルス戦においては、勝敗は自分だけの問題ではない。加えて、大学の名誉をかけて戦うという側面を団体戦が有すること、ほとんどの競技者がダブルスを専門とする競技者であること（ソフトテニスにおいては、「2人のプレーヤーのコンビネーションの妙技」を競い合えるダブルス戦こそが、「花形」種目である）等から、団体戦やダブルス戦においては「本気で戦うだけの意味がない」と考える競技者はいなかった。

しかし、シングルス戦については、勝敗の結果は自分だけの問題であり、また、ほとんどの競技者がシングルスを専門にしていない。このことが手伝って、主要競技大会には繋がらない重要度の低い東日本学生ソフトテニス選手権大会のシングルス戦は「本気で戦うだけの意味がない大会」とあるとの認識を持つ者が生じてしまった。

(3) シングルス戦の東日本学生ソフトテニス選手権大会における順番と近時の政策

ところで、東日本学生ソフトテニス選手権大会のシングルス戦は「本気で戦うだけの意味がない大会」とあるとの認識を有しているのであれば、そもそもシングルス戦に出場しなければよいのではなからうか。しかし、東日本学生ソフトテニス選手権大会においては、そのような競技者でもシングルス戦に出場せざるを得ないように、シングルス戦の順番が決められていた。

すなわち、例えばインカレと比較すると、インカレでは、団体戦、ダブルス戦、シングルス戦の順番で試合が組まれている。そのため、シングルスを専門としない多くの競技者にとって、最後のシングルス戦は出場する必要がなく、実際にも、ダブルス戦終了後すぐに会場を後にする者も少なくはない。

ところが、東日本学生ソフトテニス選手権大会では、団体戦、シングルス戦、ダブルス戦の順番で試合が組まれている。そのため、ダブルスを専門とする多くの競技者は、帰ることができない状況に置かれていた。そしてさらに、「会場にいるのであるから、ダブルスを専門とする競技者であったとしても、シングルス戦にも出場するように」といった強い働きかけも、指導者等からなされていたのであった。

このようにシングルスが中間日に配置変更された背景には、近時における日本連盟のシングルス強化策、そして、さらにその背後にあるソフトテニスの国際化を振興しようとする政策がある。すなわち、日本連盟は、「ソフトテニスの発展のため国際普及活動に力を注いでおり、韓国・中華台北と共に、東南アジア等への普及も積極的に行っている」。他方で、海外では「テニス」といえばシングルスが「花形」というイメージがあり、そのために、ソフトテニスの国際化の振興のためには、シングルスの強化が重要であるとの認識がなされていた。

その結果、シングルスを専門としない大量の競技者が、シングルス戦への出場を余儀なくされた。そして、そうした競技者の一部は、上述した東日本学生ソフトテニス選手権大会の特殊性もあいまって、「本気で戦うだけの意味がない大会」という感覚を有したまま、出場することとなったのであった。

(4) 東日本学生ソフトテニス選手権大会におけるコート配置と現場での監督・コーチの不在
もともと、「本気で戦うだけの意味がない大会」という感覚を有していたとしても、監督・コーチといった「大人」の目が試合中も行き届いていれば、上述したような不正試合を行うことは実際には不可能であったであろう。

しかし、東日本学生ソフトテニス選手権大会がここ数年に渡って開催されている千葉県白子町のテニスコートについては、センターコート以外のコートについては様々な場所に散在する形になっており、各大学の監督やコーチのほとんどが団体戦の後には会場を後にしているという状況の下、センターコート以外のコートにおいては、監督やコーチといった「大人」の目が届かないという状況となっていた。

この点も、本大会、さらには、それまでの少なくとも数年間において、東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会において不正試合が横行してしまった原因として、指摘することができよう。

(5) ドロー会における恣意的な編成

不正試合の原因としてさらに指摘されるべきは、上述した「ドロー会」での恣意的な編

成である。すなわち、(少なくとも)この数年において、高校レベルでの幾つかの強豪校ごとにその出身者が対戦相手として集められていた。その結果、気心のしれた高校時代の仲間が久しぶりに集まったことによる気分の高揚も手伝い、「大人」の監視がない下での「本気で戦うだけの意味がない大会」において、「悪ふざけ」はエスカレートしていった。

そしてそれはついに、スポーツマンシップ・フェアプレイの精神にはもちろん、競技のルールにも明らかに違反する不正試合の常態化にまで繋がってしまった。

(6) ソフトテニスにおける閉鎖的・過度に日本的な体質

なお、最後にもう一つ指摘する必要があると思われるのは、ソフトテニスという競技に特有な閉鎖的で過度に日本的な空間である。硬式テニスに比べれば競技人口が少ない。しかも、実力のある競技者はジュニア時代からソフトテニスを続けてきた者が多く、現在においては異なる大学に所属している者であっても、ジュニア時代から、あるいは強豪の高校に所属して以来、顔見知りという場合が少なくはない。それに加えて、競技の誕生の歴史も手伝い、競技団体や大会の運営のあり方において日本的な色彩が極めて強い(逆に言えば国際的な視点に乏しい)。

閉鎖的な空間の中で、ルールよりも「場の空気」が重視されがちになり、ルールに違反するレベルにまでエスカレートしたとしても、それを止めることで「盛り上がった」「場の空気」を乱すことの方が、むしろ躊躇されてしまう。日本社会に顕著な現象であるが、そうした体質が、他の競技に比して、ソフトテニスの業界には特に強く見出される。そのことも、今回発覚した不正試合を生み出した遠因であろう。

ルールの存在はスポーツにおいて最も重要なものであり、それがしっかりと存在するからこそ、国を越えての対戦も可能になる。そのことが軽視されていた。それは、ソフトテニスに特有な日本的色彩の強さ、関係者が属する空間の閉鎖性とは全く無縁ではない。

4. 今後のための再発防止策

以上のように不正試合の発生原因につき分析してきたが、それでは、このような事態が二度と発生しないようにするためには、いかなる再発防止策が必要であろうか。

(1) 東日本学生ソフトテニス選手権大会のあり方の再検討

第一に、(少なくとも)この数年において東日本学生ソフトテニス選手権大会において不正試合の発生が常態化してしまった理由の一つに、少なからぬ競技者が同大会、特にそのシングルス戦を、「本気で戦うだけの意味がない大会」と感じていたという点にあった。すなわち、全日本学生東西対抗戦も開催されなくなった現在、同大会が他の主要競技大会には繋がらない重要度の低い大会とみなされてしまっている点に、一つの問題があったので

ある。

何らかのインセンティブがなければ「本気で戦うだけの意味がない」と断じてしまうこと自体、そのことがスポーツマンシップに反する。しかし、人間という存在が感情に左右されるものである以上、競技大会の活性化のために競技者のモチベーションを高めるように様々な工夫をこらすことは、企画・運営者側の責任であるともいえよう。

東日本学生ソフトテニス選手権大会のあり方は、再検討されてしかるべきであろう。

(2) シングルス戦の位置付けの再検討

第二に、ほとんどの競技者がダブルスを専門にしており、シングルス専門としていないという現状があるにもかかわらず、東日本学生ソフトテニス選手権大会では、団体戦、シングルス戦、ダブルス戦の順番で試合が組まれることによって、ダブルスを専門とする多くの競技者が団体戦終了後にダブルス戦に出場するには、シングルス戦が終了するのを会場で待つしかないという状況に置かれていた。そしてその上で、「会場にいるのであるから、ダブルスを専門とする競技者であったとしても、シングルス戦にも出場するように」といった強い働きかけがなされていた。すなわち、本当は出場したくないシングルス戦に出場を強いられる競技者が非常に多く存在していたことが、不正試合の原因の一つとなっていた。

そうであるならば、東日本学生ソフトテニス選手権大会においても、(インカレと同様に)団体戦、ダブルス戦、シングルス戦の順番で試合を組むこと等により、シングルス戦に出場したくない競技者が不本意に会場に残らざるを得ないような状態を作出しないように、工夫がなされるべきであろう。また、シングルス戦に出場したくない競技者に出場を強いるような働きかけも、なされるべきではない。ただ、この点は次の問題にも大きく関係している。

(3) 国際化振興・シングルス強化のための手法の再検討

第三に、シングルス戦に出場したくない競技者に出場を強いるような状況が不正試合の原因の一つとなっていたことについては上述したが、その背景にある近時における日本連盟のシングルス強化策、さらには、その背後にあるソフトテニスの国際化を振興しようとする政策の存在についても無視はできない。

もちろん、ソフトテニスの国際化を振興すること自体は素晴らしいことであり、また、その際に、海外では「テニス」といえばシングルスというイメージがあることを前提に、国際化振興のためにシングルス強化という政策をとることにも問題はない。

しかし、その目的を達成するための手法として、シングルス専門としない競技者に、本当は出場したくないにもかかわらず、シングルス戦への出場を強いてしまうようなことがなされるとすれば、その手法それ自体が問題である。

国際化振興、シングルス強化という政策自体には問題はないが、そのための手法につい

ては再検討が必要である。

(4) 現場における「大人」の存在を可能にする方法の再検討

第四に、白子町の会場については、センターコート以外のコートが様々な場所に散在しており、また、各大学の監督やコーチのほとんどが団体戦の後には会場を後にしているという状況の下、センターコート以外のコートにおいては、監督やコーチといった「大人」の目が届かないという状況となっていた。そのことも、不正試合発生の常態化の原因となっていた。

会場については、大量の試合を一度に開催する必要がある以上、他に選択肢がない場合が生じることには仕方がない面がある。しかし、学生を対象とする競技大会において、その現場に監督やコーチといった「大人」の目が無くなってしまふことには、一定の問題があろう。

もちろん、ソフトテニスにおける監督やコーチのほとんどが日常においては別に職業を有しており、(休日に開催されることが多い団体戦については別段) 平日に開催されることが多いシングルス戦やダブルス戦について、仕事の関係で現場に残り続けることが現実には難しいという事情も理解できる。また、学生の「自律」という観点からも、「大人」が過剰に干渉することは控えてしかるべきであるとの考慮もあろう。

しかし、全く「大人」の目が届いていないということであれば、それは「放置」と評価されざるを得ない。複数の大学の監督やコーチの間で話し合い、現場に残る者を交代で決める、OB・OGを活用するなど、大会中の会場における「大人」の存在を可能にする方法については、工夫がなされてしかるべきであろう。

(5) ドロー会での編成からの恣意性の排除

第五に、不正試合の原因としてさらに指摘されるべきは、上述した「ドロー会」での恣意的な編成であった。

そもそも、このような局面における「ドロー (draw)」の英語における本来の意味は「くじを引く」である。すなわち、言葉の本来の意味からは、機械的なくじ引きで対戦組み合わせにつき公平・公正に編成がなされるべきことを意味している。そうであるにもかかわらず、「盛り上げる」ために恣意的な編成をすることは、組織名の本来の意味から乖離した行為であるだけでなく、今回の不正試合の発生という問題を抜きにしたとしても、公平・公正な大会運営を妨げかねない行為であるといえる。

「ドロー会」での編成から、恣意性は徹底的に排除されるべきである。

(6) 「外部者」の目を導入することの検討

最後に、ルールの軽視を生み出しかねない、ソフトテニスに特有な閉鎖的で過度に日本的な体質についても、改善の必要がある。

いかに「場の空気」が「盛り上がった」としても、それがルールに違反するものになるのであれば、「場の空気」に遠慮することなく躊躇せずに反対する。そのような「健全」な「外部者」の視点が、現在のソフトテニスの業界には必要であるように思われる。

日本学連、さらには日本連盟のガバナンス体制において、ソフトテニスの経験者であるか否か、日本人であるか・日本で生まれ育った者であるか否かに拘ることなく、内部者とは異なる視点を有する一定数の「外部者」をあえて組織に取り込むように試みるなど、その体質の改善についても検討がなされるべきであろう。

以 上